

奈良県看護師等 修学資金のご案内

令和5年度版（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

奈良県看護師等修学資金とは

- ・奈良県が学生に直接貸与する修学資金です。
- ・学校卒業後、奈良県内の対象医療施設で一定期間（※1）看護師等の業務に従事した場合、返還義務が免除（※2）されます。

（※1）200床以上病院は貸与期間+4年間、その他対象医療施設は貸与期間+2年間となります。

（※2）免除要件を満たした後、所定の書類をご提出いただくことで免除いたします。

貸与条件

- | | |
|-------|---|
| ①対象者 | 私立の看護師等学校養成所に在学する学生 |
| ②貸与額 | 保健師・助産師・看護師課程 月額3.6万円
准看護師課程 月額2.1万円 |
| ③貸与期間 | 在籍校を通常卒業するまでの期間内
（例：3年課程⇒貸与期間3年以内） |
| ④利率 | 無利子 |
| ⑤保証 | 生計を別にする保証人2名を立てる必要があります（※3） |

（※3）貸与を受けようとする者が未成年の場合、1名は法定代理人となります。また、申込にあたり、収入・資産の状況を報告いただきます。保証人は貸与を受けた者と連帯して返還の義務を負います。

貸与手続

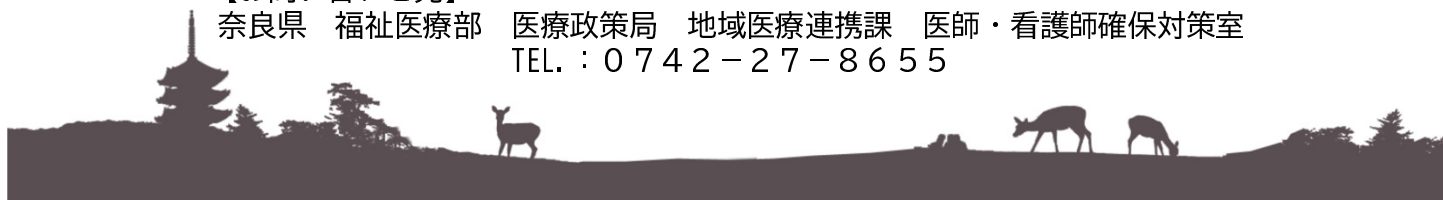
令和5年4月から募集を開始します。

- ・県内学校在校生の場合 ⇒ 学校事務・学務係にお問い合わせください
- ・県外学校在校生の場合 ⇒ 奈良県ホームページを参照のうえ、
県庁に書類を郵送してください。

この修学資金は貸付金です。よって、所定の要件を満たさない場合、貸付金の返還が必要です。制度に関する質問は在籍校の学校事務・学務係か、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室
TEL. : 0742-27-8655



貸与申込～卒業・就職～返還免除までの流れ

①貸与申込・審査

・県内生は学校を通じて申し込み

・県外生は奈良県庁へ書類を直送

②貸与決定（予算の範囲で貸与するため、審査の結果によりご希望に添えない場合があります）

・保健師・助産師・看護師課程は、貸与月額36,000円

・准看護師課程は、貸与月額21,000円

③国家試験・准看護師試験の受験

（在学中の貸与辞退や在籍校からの退学、試験が不合格となった場合は**全額返還**の対象となります）

④卒業・就職

（奈良県外の医療施設や、免除対象外の医療施設に就職した場合、**全額返還**の対象となります）

⑤対象医療施設での勤務

<200床以上病院に勤務する場合>
免除となる従事期間は、貸与期間+4年間

<200床以上病院以外の対象医療施設に勤務する場合>
免除となる従事期間は、貸与期間+2年間

⑥転職・退職

・奈良県外や対象医療施設以外に転職した場合、
返還の対象となります

・勤務先を退職し、対象医療施設へ再就職しない場合、
返還の対象となります

⑦勤務期間満了

所定の書類提出により、修学資金の返還を免除します

相談窓口のご案内

・返還義務免除となる期間の再確認や、返還額の試算などはこちら
<連絡先(電子メールによる問い合わせも可能です)>
奈良県 福祉医療部 医療政策局
地域医療連携課 医師・看護師確保対策室
【TEL】0742-27-8655
【E-mail】ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp

・転職や退職のご相談はこちら
<連絡先>
奈良県ナースセンター(奈良県看護協会内)
【受付時間】月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～16時
【TEL】0744-25-4031
【URL】http://www.nara-kango.or.jp/nurse_center.php